

廿日市市高齢者福祉計画・
第9期廿日市市介護保険事業計画
(骨子案)

令和5年●月

廿日市市

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的

我が国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）を迎えることとなり、高齢者人口は、生産年齢人口の減少傾向が加速する中で、今後も増加していくことと見込まれています。これは、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）以降も増加を続け、介護ニーズの高い85歳以上人口については2060年（令和42年）まで増加することが見込まれています。

このことは、本市においても同様で、高齢者人口は2040年（令和22年）まで増加する一方で生産年齢人口が減少していくことが見込まれています。こうした中、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加、医療・介護双方の複合的ニーズを有する慢性疾患を抱える高齢者の増加等により、世帯が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進が更に重要となっています。

また、高齢者世帯への対応のみならず、生活困窮者やひきこもりへの支援など制度・分野の枠を超えた取り組み、認知症高齢者の家族やヤングケアラーなど家族介護者支援への取り組みなど「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らししていくことができる包摂的な社会の実現が求められています。

このような社会情勢の中、2020年（令和2年）6月に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。同法は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村における包括的な支援体制の構築支援、地域の認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材の確保及び業務効率化の取り組みの強化等により、地域共生社会の実現を図ることを目的としています。

本市は、同年3月に「廿日市市高齢者福祉計画・第8期廿日市市介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という。）を策定し、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち はつかいち」を基本理念に掲げ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるまちづくりを推進してきました。

この度、本市のこれまでの取り組みを引き継ぎつつ、地域共生社会の実現に向けた地域包括システムの深化・推進を図るため、「廿日市市高齢者福祉計画・第9期廿日市市介護保険事業計画～廿日市市地域包括ケア計画～」(以下、「第9期計画」という。)を策定しました。

2 国の動向（社会保障審議会介護保険部会）

基本指針の構成について（見直しのポイント）

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していくことが必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化することが重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅診療支援の充実

（2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を越えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援などを担うことを期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業者間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化

- (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上
- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取り組みを総合的に実施
 - 都道府県主導の下で生産性の向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
 - 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画と介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定しています。
- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に定める「地域包括ケア計画」に位置づけます。
- 地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年6月法律第65号）に定める「認知症施策推進計画」に位置づけます。

(2) 関係計画との整合性

- 国の定める基本指針、「広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」と整合性を図りました。また、2019年（令和元年）に閣議決定された認知症施策推進大綱と整合性を図り、2023（令和5年）の認知症基本法並びに今後策定される認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、認知症施策を推進します。
- 上位計画である「第6次廿日市市総合計画」、「第3期廿日市市地域福祉計画」及び関連計画である「第3次廿日市市健康増進計画（健康はつかいち21）」、「第3次廿日市市障がい者計画」等、各種計画と整合性を図りました。

4 計画の期間

本計画の期間は、2024年（令和6年）度を初年度とし、2026（令和8年）度を目標年度とした3年間とします。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据えて本計画期間中にめざすべき姿を明らかにし、目標を設定しました。

令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)	～	令和 22年度 (2040年度)
2040(令和22)年を見据える										
第8期計画										
			第9期計画							
						第10期計画				

5 計画の策定体制

高齢者への福祉施策や介護サービスのあり方について、高齢者はもとより、広く市民のニーズを把握し、計画に反映するため、以下の取り組みを行いました。

(1) 廿日市市保健福祉審議会高齢福祉専門部会での検討

計画策定において、被保険者をはじめとする市民各層の意見を反映させるため、「廿日市市保健福祉審議会高齢福祉専門部会」を拡充し、計画策定に関する協議、審議を行いました。

この会議には、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域での活動者などが委員（委員名簿は資料編参照）として参画し、様々な見地から議論されました。

(2) アンケート調査の実施

広く市民のニーズを把握するとともに地域の課題を明らかにして計画に反映するため、「高齢者の保健福祉に関するアンケート調査」、「在宅介護実態調査」、「在宅生活改善調査」、「居所変更調査」、「サービス提供状況調査」、「サービス展開意向調査」「介護人材実態調査」を実施しました。

ア 高齢者の保健福祉に関するアンケート調査（介護予防・日常生活圏域二ーズ調査）

目的	日常生活圏域における高齢者等の実態や課題を把握する。
調査対象	65歳以上の市民（要介護1～5の認定を受けている市民を除く） 8,988人
調査方法	郵送法
調査期間	2023年（令和5年）1月12日～1月31日
有効回収数（回収率）	5,760票（64.1%）

イ 在宅介護実態調査

目的	在宅での介護の状況や家族等介護者の就労継続の状況を把握する。
調査対象	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」を行い、対象期間中に認定調査を受けた人
調査方法	調査員による聞き取り
調査期間	2022年（令和4年）8月～2023（令和5年）5月
有効回収数（回収率）	596票

ウ 在宅生活実態調査

目的	在宅で生活し、現在のサービス利用では生活の維持が困難となっている利用者の実態を把握する。
調査対象	廿日市市内の居宅介護支援事業所・小規模多機能型居宅介護事業所 40事業所
調査方法	郵送配付・回収
調査期間	2023年（令和5年）2月28日～6月16日
有効回収数（回収率）	28票（70.0%）

エ 居所変更調査

目的	新規入居・退去の流れやその理由などを把握し、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討する。
調査対象	廿日市市内の居住系介護サービス提供事業所・有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅 40事業所
調査方法	メールによる送付・回収、郵送配付・回収
調査期間	2023年（令和5年）2月28日～6月16日
有効回収数（回収率）	33票（82.5%）

オ サービス提供状況調査

目的	サービスの提供・利用状況や課題を把握する。
調査対象	廿日市市内の介護保険事業所等 275事業所
調査方法	メールによる送付・回収、郵送配付・回収
調査期間	2023年（令和5年）3月7日～6月16日
有効回収数（回収率）	170票（61.8%）

カ サービス展開意向調査

目的	今後のサービス展開に関する課題や意向等を把握する。
調査対象	廿日市市内・近隣で介護保険サービス等を提供されている法人及び廿日市市内での介護保険サービス等に参入を希望する法人
調査方法	市HPで周知、メールによる送付・回収
調査期間	2023年(令和5年)3月16日～5月31日
有効回収数	16件

キ 介護人材実態調査

目的	今後のサービス展開に関する課題や意向等を把握する。
調査対象	廿日市市内で介護保険サービスを提供している事業所 275事業所
調査方法	【事業所票】メールによる送付・回収、郵送配付・回収 【職員票】インターネットによる回答
調査期間	2023年(令和5年)2月28日～6月16日
有効回収数(回収率)	【事業所票】162票(58.9%) 【職員票】906票

(3) パブリックコメントの実施

計画素案を広く市民に公表し、意見募集(パブリックコメント)を行います。

実施期間(予定)	2024年(令和6年)1月
実施方法	市ホームページにおける公表及び市役所・支所での閲覧

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して 暮らし続けられるまち はつかいち

～地域共生社会実現のための地域包括ケアシステムの深化・推進～

第9期計画においては、第8期計画の基本理念を継承し、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち はつかいち」を基本理念とします。

また、2020年（令和2年）6月に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。第8期介護保険事業計画策定に向けて見直された国の基本指針においては、今後高齢化が一層進む中で、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要とされています。

本市においては、地域共生の実現に向けて2021年（令和3年）から「重層的支援体制整備事業」に取り組み、包括的な支援体制を構築してきました。

本計画においても、本市がめざす包括的な支援体制と連動し、取り組みを推進します。

基本理念と共生社会の理念に基づき、市民の誰もがつながり合い、生きがいや役割をもち、支え合いながら住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざします。

地域共生社会とは、子ども・高齢者・障がい者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めることができる社会をいいます。この地域共生社会の理念は、制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超え、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らし続けることができる地域社会を創るという考え方です。

2 基本方針

基本方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もが住み慣れた環境や馴染みの関係の中で、自分らしい暮らしを続けるためには、住まいをはじめ日常生活を送るために必要な支援やサービスを整備するとともに、地域における支援体制づくりが重要です。そして、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するためには、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者などの制度・分野の枠を越えた包括的な支援体制の構築が必要です。

そのため、断らない相談支援体制、社会とのつながりをつくる参加支援、お互いに支えあう地域づくりを、地域包括支援センターの機能強化や生活支援体制整備の充実等により推進します。また、安心して在宅生活を継続することや在宅看取りを支援するため、医療と介護の連携を更に強化し、切れ目ない医療とリハビリテーションを提供できる体制づくりを推進します。

高齢者虐待防止法等についての周知や虐待の早期発見・見守り、介入支援等を図るためのネットワークを構築し、高齢者の保護及び養護者に対する相談、支援等を行う体制を強化します。

近年の災害発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、平時から関係部局や関係機関と連携し、感染や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築します。

基本方針2 介護予防・健康づくりの推進

高齢期に至る前から、市民一人ひとりが主体的かつ継続的に取り組む健康づくりを推進します。また、疾病予防・重度化防止のため、フレイル対策などの保健事業と介護予防を一体的に実施し、高齢者の健康管理を支援します。

「支える側・支えられる側」という垣根を取り払い、「担い手となること＝介護予防になる」という考え方にに基づき、介護予防・生活支援・社会参加を一体的に推進します。

基本方針 3 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、認知症に対する地域の理解を深めるとともに、認知症の人や家族の視点を大切にしながら、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を推進します。

基本方針 4 介護保険サービスの安定的な提供

中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえたサービス提供体制の構築が重要となります。

これらを進めるに当たっては、地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携を図り、財源と人材をより重点的・効率的に活用する仕組みを構築することで、介護保険制度の持続可能性を確保します。

介護人材確保については、サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を推進します。

さらに、ICT等の導入により、介護現場の革新・負担軽減を図ります。

3 施策体系

